

河南町町制施行 70 周年記念の名義等及び P R 備品の使用等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住民や団体等が河南町町制施行 70 周年を記念して自主的に実施する事業に対し、河南町町制施行 70 周年記念の名義等（以下「名義等」という。）の使用及び P R 備品（以下「備品」という。）の貸し出し（以下「名義等及び備品の使用等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名義等及び備品の種類)

第 2 条 名義等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 河南町町制施行 70 周年記念の名義
- (2) 河南町町制施行 70 周年記念ロゴマーク
- (3) 河南町町制施行 70 周年記念キャッチフレーズ

2 備品の種類は、次のとおりとする。

- (1) のぼり旗
- (2) 前号に規定するもののほか、町長が必要と認めるもの

(デザイン等)

第 3 条 河南町町制施行 70 周年記念ロゴマーク及び河南町町制施行 70 周年記念キャッチフレーズは、別記のとおりとする。

(対象事業)

第 4 条 名義等及び備品の使用等の対象となる事業は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに、住民や団体等が町制施行 70 周年を祝賀し、広く P R する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、対象としない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動等を目的とする事業
- (3) 単に親睦や収益だけを目的とし、公益性を有さない事業
- (4) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある事業
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められる事業
- (6) その他町長が適当でないと認める事業

(使用の申請)

第 5 条 名義等及び備品を使用しようとするものは、あらかじめ河南町町制施行 70 周年記念名義等及び P R 備品使用等承認申請書（様式第 1 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町及び関係機関が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第 6 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を

決定し、河南町町制施行 70 周年記念名義等及び P R 備品使用等承認（不承認）決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による名義等及び備品の使用等の承認（以下「使用承認」という。）をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

（貸出等）

第 7 条 前条の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）のうち備品の貸し出しの承認を受けた者（以下「備品使用者」という。）は、原則として河南町役場において直接備品を借り受けなければならない。

- 2 貸し出しは、無料とする。

- 3 備品使用者は、原則として河南町役場において点検を受けて備品を返却しなければならない。

（承認内容の変更）

第 8 条 使用者が使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらためて使用承認を受けなければならない。

（使用承認の取消し等）

第 9 条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すとともに、貸し出した備品の返還を求めることができる。

- （1）この要綱に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- （2）偽りその他不正な手段により使用承認を受けたと認められるとき。
- （3）その他町長が不適当と認めたとき。

（原状回復等）

第 10 条 備品使用者は、備品を破損又は汚損したときは自己の責任と負担により、補修又はクリーニングその他必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

- 2 備品使用者は、備品が修理、修復が困難な状態までに損傷しており原状に復すことが困難なとき、又は亡失したときは現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 使用者は、使用承認を受けた事業が完了したときは、速やかに物品の成果物等を町長に提出しなければならない。ただし、提出が困難と認められるときは、その写真の提出をもって代えることができる。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて使用者に対し名義等及び備品の使用等に関する資料の提出又は報告を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

（紛争の解決）

第 12 条 使用者は、第 6 条第 1 項に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

（物品等に対する責任）

第 13 条 使用承認に係る物品等の安全性、品質等については、全て当該物品等を作成、販売等を行った使用者が責任を負うものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別記（第3条関係）

＜河南町町制施行70周年記念ロゴマーク＞

《パターン1》



《パターン2》



《パターン3》



＜河南町町制施行70周年記念キャッチフレーズ＞

※ 文字の書体及び色は指定しない。

（モノクロ例）

実りつなげる 未来のかなん

（カラー例）

実りつなげる 未来のかなん